

第189回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 平成30年8月24日（金）午後6時30分

場 所： むつ市役所本庁舎 大会議室A

出席委員： 木村和男、鹿内徹、石野了、高坂恵美子、坂本大助、三上史雄、槇泉、田中志昌、山田 肇、中村通男、中野昌勝、近原芳栄（委員＝12名）

関係部局： 木村公子（健康づくり推進課長）、樋山政之（財務部政策推進監税務課長）、金田貴裕（税務課主幹）、飯田啓太郎（税務課主幹）

事務局： 高杉俊郎（健康づくり推進部政策推進監国保年金課長）、野坂ゆみ主幹（国保GL）、山田主事、柳谷主事、圓子保健師

---

【事務局】 始めに、御報告いたします。

昨年11月30日をもって、木村会長が、また、本年2月11日をもって中村委員が、むつ市国民健康保険運営協議会委員勤続10年となり、先頃開催された青森県国民健康保険団体連合会総会におきまして表彰を受けられました。

つきましては、この場をお借りして、両委員への伝達表彰を行いたいと思います。

（伝達表彰）

【事務局】 それでは、会議の進行は会長にお願いいたします。

【会長】 それでは、ただ今から第189回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

ただ今の出席委員数は、12名で定足数に達しております。

本日の案件は、

「平成29年度むつ市国民健康保険特別会計決算見込みについて」

「むつ市国民健康保険運営協議会委員の定数及び任期について」

「平成30年度むつ市国民健康保険運営協議会優良保険者視察研修 の実施報告について」

の3件となっております。

会議に入ります前に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は「近原 芳栄」委員を指名いたします。

それでは、案件1について、事務局から説明をお願いします。

【野坂主幹】 それでは、案件1「平成29年度国保会特別計の決算状況等」につきまして説明をさせていただきます。

平成29年度は、歳入総額74億5,262万4,320円、歳出総額74億9,335万9,075円、歳入歳出差引額が4,073万4,755円の赤字決算となっております。

しかし、単年度収支では1億3,779万8,000円の黒字となっており、累積赤字が大幅に解消されております。

なお、赤字額の4,073万5,000円につきましては、平成30年度から繰上充

用しております。

それでは、歳入歳出の主なところを説明いたします。

まず、第1款 国民健康保険税です。

被保険者数の減により、税収も減となっております。

平成28年度と29年度の被保険者数を比較いたしますと、1,161人減少した影響により、収入済額は約14億1,029万9,000円で、約7,700万円減少しています。

収納率は、現年課税分で93.38%と、昨年度より1.54%伸びており、滞納繰越分を合わせた収納率は、前年度より0.63%増の71.75%となっております。

次に第3款 国庫支出金 及び 第6款 県支出金です。

被保険者の減による保険給付費の減が影響し、収入済額は合わせて約21億5,928万7,000円で、前年度比約2億5,289万円の減額となっております。

国分に関しては、調整交付金が減額となっておりますが、これは、へき地直営診療施設補助金の減が要因となっております。

県分に関しては、調整交付金算定に係る県知事が定める調整率の減により普通調整交付金が減少したこと及び共同事業の抛出超過分が少なかったことにより、特別調整交付金が減少したことが大きな要因となっております。

次に第4款 療養給付費等交付金です。

これは、退職者医療にかかる交付金で、収入済額は6,359万円で、前年度比約1億2,152万円の減となりました。

退職者医療制度自体は、平成27年度で廃止となり、新規の対象者はないことから、現在の対象者が年齢到達により減少する一方となり、交付金が減となった要因は、被保険者の減による対象医療費の減です。

次に第5款 前期高齢者交付金です。

収入済額は約14億6,605万円で、前年度比約600万円の増となっております。

この交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の偏在を、保険者間で負担調整する制度ですが、前期高齢者の加入割合が増えたことにより、交付額が増となったものです。

次に第7款 共同事業交付金です。

収入済額は約16億5,399万円で、約1億3,037万円の減額となっております。

これは、国保連が行う、医療費の急激な変動に対応するための再保険事業です。市町村からの抛出金を財源に、実際に支出した医療費の一定割合が交付されるものです。この制度は、今年度からの国保県単位化に伴って廃止されることとなり、平成29年度は、翌年度に行っていた精算を年度内で行ったことに伴い、交付額が減となったものです。

次に、第 9 款 繰入金は、収入済額約 6 億 9,094 万円となっており、保険基盤安定繰入金として約 4 億 9,370 万円、財政健全化支援繰入金として 5,000 万円を繰り入れしております。

続いて、歳出の増減要因です。

第 2 款 保険給付費は、支出済額約 42 億 2,999 万円で、前年度比約 1 億 844 万円の減となっております。

一人あたり医療費は 338,311 円と前年に比べ 5.2 % 上昇しております。

これは、医療の高度化や高額薬剤の影響等による伸びと考えられますが、被保険者の減少により給付費総額としては、減となっております。

次に第 3 款 後期高齢者支援金の支出済額は約 8 億 17 万円です。

これは、後期高齢者医療制度における医療給付費の 4 割を支援金で賄うという制度で、その 4 割に当たる部分です。グラフにあるとおり、一人あたりの負担額は増となっておりますが、被保険者の減少が影響し、前年度比約 4,581 万円の減となっております。

次に第 6 款 介護納付金の支出済額は約 3 億 3,907 万円です。

これは介護給付に要する費用の内、28 % を医療保険者が負担するものですが、介護保険第 2 号被保険者の減少等によりまして、前年度比約 2,025 万円の減となっております。

次に第 7 款 共同事業拠出金の支出済額は約 16 億 6,322 万円です。

こちらは歳入でご説明いたしました共同事業交付金の財源として、市町村が拠出するもので、事業廃止に伴う年度内精算の影響等で、約 2 億 4,806 万円減少しております。

第 8 款 保険事業費は、被保険者の健康増進等の事業に要した経費で、特定健康診査事業費として約 3,833 万円、特定保健事業費として約 121 万円、その他、人間ドック委託料、レセプト点検に要する費用、医療費通知やジェネリック医薬品通知に要する費用として約 2,950 万円の合計約 6,904 万円を支出しております。

また、第 11 款 諸支出金では、国保税の還付金、超過交付されていた国庫負担金の返還金、川内、脇野沢診療所運営費への繰出金等で約 1 億 8,445 万円支出されております。

繰り返しとなりますが、平成 29 年度の収支の状況は、約 4,073 万 5 千円の赤字となりましたが、単年度収支としては約 1 億 3,779 万 8,000 円の黒字となります。

最大 7 億 6,000 万円あった累積赤字は、着実に解消されております。

単年度黒字の内訳は、平成 27 年の国保制度改革に伴う国の支援の影響分が約 7,566 万円、財政健全化支援分 5,000 万円となり、これを除いた約 1,213 万円は、国・県支出金の増減や、被保険者の減に伴う保険給付費の減など突発的な要因によるものとなっております。

平成 29 年度の医療費の状況ですが、高齢化、医療の高度化、高額薬剤の影響等により、1 人あたり医療費は、前年度と比較し、16,822 円 (5.2 %)

の増となりましたが、被保険者の減少、保険事業の推進による影響等により、約1億844万円減少しております。

医療費の内訳としましては、近年は調剤費の割合が増加傾向にあります。月ごとの1人当たりの調剤費につきましても、伸びは落ち着いたものの、医療費に占める割合が27%を超えており、昨年同様高い水準で推移している状況です。ここにも高額薬剤の影響が現れています。

医療費につきましては、国保財政全体を左右するものですので、今後も状況を的確に把握していきたいと考えております。

平成29年度の国保3要素の状況をみると、医療分につきましては約8,800万円、後期分につきましては約2,600万円、介護分につきましては約800万円の黒字となっております。

これは、平成27年度からの国の保険者支援の拡充が継続していること、平成26年度及び28年度に行った税率改正の影響もあり、収支の均衡が図られているという状況です。

今年度からの県単位化により、従来の予算体系での決算はこの29年度決算が最後となります。今後も新たな制度のもと、医療費の適正化、保健事業を推し進め、引き続き国保財政の健全化を図っていく必要があると考えています。

以上で説明を終わります。

【会長】 ただ今の事務局の説明について、ご質疑ありませんか。

【近原委員】 累積赤字が4,000万円残ったということで、赤字解消計画の策定が必要と考えるが、いつ策定することとなるのか。

【国保年金課長】 お見込のとおり、県から策定を求められており、9月5日が提出期限となっております。

【会長】 他に、ご質疑ありませんか。

ないようですので、以上で案件1の審議を終了いたします。

次に、案件2について、事務局から説明をお願いします。

【国保年金課長】 案件の2、むつ市国民健康保険運営協議会委員の定数及び任期についてご説明いたします。

これまでの運営協議会においてお知らせいたしておりますが、国保運営協議会委員の任期が2年から3年に変わることについて、平成29年10月12日付けで国民健康保険法施行令が改正されております。

この政令は、平成30年4月1日から施行されておりますが、新たな制度への移行に当たって、経過措置が設けられておりますことから、現在の委員の皆様は、経過措置により2年となっております。

委員定数の見直しについては、平成28年度から検討してきたところでは

が、法律解釈の面から疑義がありましたので法規担当課とも協議を行い、その結果を踏まえ、案作成いたしました。

まず、平成 30 年 12 月に定数削減についての条例改正を行います。

その後、平成 31 年 3 月 31 日で委員 15 名のうち 6 名が任期満了となります。この時点で、12 月に改正された条例定数に 3 名の欠員が生じることとなりますので、平成 31 年 4 月以降、欠員となる 3 名の人選を進めてまいります。

なお、欠員補充となる 3 名の委員の任期につきましては、今年 2 月に選任された 9 名の委員の任期、平成 32 年 2 月までとなり、その後は全ての委員の任期が一本化されることとなります。

定数見直しについての条例改正案は、次回開催の運営協議会で皆様にお示しし、御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上です。

【会 長】 ただ今の事務局の説明について、ご質疑ありませんか。

ないようですので、以上で案件 2 の審議を終了いたします。

次に、案件 3 について、事務局から説明をお願いします。

【国保年金課長】 それでは説明させていただきます。

今回の視察研修は、保健事業や医療体制整備について、先進的な施策を実施している、山形県上山市、長野県佐久市を視察し、その事業内容、実績等を伺いながら、当市で新たな施策に取り組むための参考にすることを目的に実施いたしました。

はじめに上山市の視察概要を説明させていただきます。

山形県上山市は、平成 27 年度国勢調査における人口約 31,500 人、山形県の南東部に位置し、蔵王連峰の裾野に広がっています。積雪は比較的少なく、暴風雨等は稀で、気候的には恵まれています。

上山市の国民健康保険ですが、国保会計の財政規模は約 43 億円、1 人当たり医療費は約 334,000 円、1 人当たりの国保税調定額は約 10 万 5,000 円、国保の被保険者数は約 7,207 人となっています。

次に「上山型クアオルト事業」についてを説明します。

クアオルトとは、ドイツ語で「健康保養地・療養地」の意味で、上山市出身の斎藤茂吉が縁でドイツ・ドナウエッシンゲン市と友好都市になっており、その交流の中で、地形、気候が類似している上山市でもクアオルト事業ができるのではないかと、という発想から始まっております。

上山市が始めに取り入れた事業は、地形を利用し、医学的根拠に基づく「気候性地形療法を活用したウォーキング」です。ドイツ・ミュンヘン大学の認定を受けた、5 カ所 8 コースを設定し、頑張らないで楽しく運動効果を高めることを目的としています。

このクアオルトウォーキングは年間 360 日開催しており、この毎日ウォーキングは有料、宿泊施設の協力による早朝ウォーキングは無料で行っております。また、保健師が勧誘する特定保健指導の一環で参加する場合は、6 ヶ月間無料で参加できるとのことです。

上山市長もこの事業に積極的に参加しており、1 年間で 7 キロの減量に成功し、その後も現状を維持するなど、効果が現れています。

ウォーキング専任ガイドは「蔵王テラポイト協会」という団体に委託しており、現在認定ガイドは 74 名在籍しております。メンバーは 60 歳以上の、仕事をリタイヤした方が多いとのことです。

平成 25 年まちづくり指針「上山型温泉クアオルト構想」を策定しております。基本理念は「心と体がうるおうまち」で、健康・観光・環境を 3 つの柱とし、「ウォーキング」、「温泉」、「健康」、「観光」、「食」、「環境・景観」の 6 つのリーディングプロジェクトを実践することとしています。

クアオルトウォーキング 10 年間の取組により、参加者が順調に増加しており、平成 29 年度の参加者約 13,000 人のうち、市民は 5 割ほどでリピーターが多いとのことです。市民以外の参加者は、協定を結んでいる企業からの参加が主で、ほかに、観光客の利用もあり、交流人口の拡大にもつながっているとのことです。参加者の実人数は 750 人とお聞きしております。

食については、地元で採れた旬の食材を活用したクアオルト膳、クアオルト弁当を提供しており。栄養士、市内の旅館・食堂の料理長も協力してカロリー、塩分にも配慮しています。（1 食分として約 600kcal）

現在、クアオルト構想のシンボル施設として「温泉健康施設」の整備を進めており、最短で平成 33 年度完成予定となっています。

エビデンス調査として、県立保健医療大学看護学科を始め、仙台や大阪の大学、県立病院、市内の精神科の病院、医師会など多方面の連携が取られていて、気候性地形療法の健康増進効果や心理的効果の検証などのほか様々な分析が行われております。

また、特定保健指導該当者、糖尿病予備群等を対象に、旅館や観光施設を活用して「宿泊型保健指導」を実施し、実施効果として、平成 28 年度参加者 55 人の平均値をみると、6 ヶ月後の体重マイナス 4.1kg、腹囲マイナス 5.2cm、生活習慣改善率 98.1 % といった成果が現れています。

実施効果の見える化・個人の体力レベルに応じたプログラムの提供、民間主導によるクアオルト事業を基盤としたビジネスモデルの構築が課題と考えており、これらを解決するための検討を進め、市民の健康づくりと、交流人口の拡大に伴う地域活性化を目指していきたいとのことでした。

まとめとして、現在は予防に対する保険適用はありませんが、将来的にはドイツと同様に医療保険の適用をめざしたいとのことでした。

また、まちづくり、健康づくりは、すぐに結果が出るものではなく、長い年月がかかりますので、非常に難しいことではありますが、50 年、100 年先を見据えた取組が必要ではないかとのことでした。

上山市については以上です。

次に長野県佐久市の視察概要について説明します。

長野県佐久市は平成 27 年度国勢調査における人口約 99,000 人で、長野県

下 4 つの高原地帯のひとつ佐久平の中央に位置し、市の中央を千曲川が流れ、浅間山、八ヶ岳、蓼科山、荒船山などの山並みに抱かれた高原都市で標高は 692 m です。高燥冷涼で寒暖差が大きい内陸性の気候で、降水量は全国的にも少なく、日照時間は年間 2,000 時間前後と全国平均を大きく上回り、晴天率の高い地域です。

佐久市の国民健康保険ですが、国保会計の平成 30 年度予算は約 99 億円となっております。

被保険者数は約 22,800 人、1 人当たり医療費は約 300,000 円、1 人当たり国保税調定額は約 98,300 円となっております。

始めに佐久市の保健医療政策について説明します。

佐久市の特徴のひとつとして、市内には病院が 7 カ所、診療所が 60 カ所あり、医療環境は非常に充実しております。

平均寿命は、男性が 81.7 歳、女性が 88.4 歳で、全国的に見ても上位に位置しており、男性はランク外ですが女性は全国 11 位となっております。

佐久市では平成 24 年に策定した第一次佐久市総合計画後期基本計画を上位計画として、「世界最高健康都市構想」「第 2 次佐久市健康づくり 21 計画」を策定しております。この世界最高健康都市構想は、健康長寿のまちとして高い評価を維持し、さらに伸ばしていこうとするもので、背景としては、脳卒中死亡率が全国 1 位だった負の時代を、医療機関、保険補導員等行政が連携した取組により克服してきたという実績と、それに伴って育ってきた市民の高い健康意識があります。

構想では、ひと、まち、きずな、広がる健康づくりの展開を目標としています。構想は全庁的な取組ですが、健康づくり推進課では、医療体制の充実、保健からのアプローチ、食育などについて担当しています。

佐久市内の医療体制については、総合病院の 2 次医療機関としての再構築、その他の病院への財政支援、過疎地域をカバーする医療機関に運営面への財政支援など、医療体制の充実に努めており、平成 30 年度一般会計予算では、民生費地域医療事務費として約 10 億円が計上されています。

佐久市では佐久市健康プロジェクト推進会議をはじめ、様々な場面で行政・医療機関・地域との連携が図られており、その中で、佐久市健康プロジェクト推進会議では先ほど説明した世界最高健康都市構想から波及した「健康長寿ブランド化」の推進について協議を行っております。

この「健康長寿ブランド化」については、地域の特徴である健康長寿、保健医療システムを「ブランド」として捉え、産業振興、交流人口の創出へつなげる目的で「ジャパブランド健康長寿推進事業」として展開しております。

ブランド構築に当たって、健康長寿要因などの調査を行い、「健康教養」、「集い力」、「土壌」の要因により健康長寿のまちづくりができていると分析しているということです。

幼少期からの健康意識の向上を目的に、小学校の教科書をベースに子ども向け健康長寿プロモーション映像を作成して各小学校に配布するなど、市民向けプロモーション、交流人口拡大のための国際展開として、市内での保健活動や地域医療などを総合的に視察してもらうための体制整備や海外プロモーションを積極的に行っており、この事業（保健・医療のつばさ

事業)の展開により、視察受入延べ人数は飛躍的に増大し交流人口拡大の一翼をになっているとのことです。

次に保健補導員活動と食生活改善推進員活動について説明します。

佐久市保健補導員は、各地区区長から推薦を受け、市長が委嘱します。任期は2年で、2018年は700名が委嘱されています。概ね30～50世帯に1人の割合で選任され、手当は少なく、ほぼボランティアで活動しています。

保健補導員の役割のなかでも、問題発見者、行政の協力者としての役割が重要になっているとのことでした。

保健指導員は、成人保健活動、母子保健活動などに協力してもらっていて、次のページ上段になりますが、ブロック研修会では、自身のスキルアップのための学習や研修を行っています。

活動の効果として、補導員自身が健康に対する知識を習得することはもちろん、学んだことを家族や地域に広げ、健康意識向上につながっていくことが期待されています。

特徴的な取組として、健康調査活動として、保健補導員を通じて市民アンケートを実施しています。毎年テーマを決めて実施しており、市民の意識付けにも有効と考えます。また、このアンケート結果を参考に事業計画、保健活動が実施されているとのことです。

保健補導員は、任期を継続する方が少ないことから、必然的に経験者(OB)が増え、現在は延べ26,000人、およそ市民の1/4が補導員経験者です。任期終了後も引き続き地域で活動する方も多く、経験者を増やすことで、佐久市の健康の基盤づくりにつながるものと期待されています。

食生活改善推進員の活動について紹介しておりますが、食生活改善推進員は食生活を通じた健康づくりのボランティア、案内役として活動しております。先ほど説明した保健補導員と異なる点は、任期がないことです。報酬もなく、純粋なボランティア活動となり、会員数は現在150人で、市内7地区で活動しております。

課題は、平均年齢が高くなってきていることと伺っております。

特徴的な活動としては、市の委託事業として、生後8ヶ月から9ヶ月の乳児を対象とした離乳食教室、ぴんころ食普及活動や食育活動を実施しております。

「ぴんころ」とは、「ぴん・ぴん・ころり」を略したもので、健康で長生きし、天寿を全うしようという取組で、佐久市では、全市的な取組として実施しており、ぴんころ食普及活動、食育の推進、料理講習や健康づくり事業など、様々な活動を通じて生活習慣病予防の啓発を行っています。

この食生活改善推進員や、先ほど説明した保健補導員の活動も大きく影響し、昭和40年代に全国1位だった脳卒中死亡率が徐々に改善され、現在では長野県の平均を下回っている状況です。

以上で視察研修の報告を終わりますが、今回の視察を通じて、上山、佐久両市に共通して言えることは、それぞれの取組について、健康づくりはすぐに結果が出るものではない、という認識のもと、将来を見据えた取組を着実に継続実施していることが重要であると感じております。

当市においても、様々な健康づくり事業を行っておりますが、両市の取



組を参考にして、むつ市民の健康づくりのために有効な施策を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

【会 長】 その他、ご質疑ありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ご協力、ありがとうございました。